

6 住民監査請求に基づく監査

都民から、執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などの財務会計上の行為について監査の請求がなされたものについて監査します。

住民監査請求は、知事等執行機関や職員による違法・不当な公金の支出、財産の取得、管理等が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について行う監査です。



監査実施に先立ち、請求が地方自治法に定められている要件を備えているか、審査を行います。要件を備えていない場合、請求は却下となり、監査を実施しません。

平成24年は、9件の請求があり、住民監査請求の要件を満たしている3件について、監査を実施しました。

この3件については、違法性等は認められず、請求人の主張には理由がないことから、棄却しました。

● 平成24年に監査を実施したもの

	件名	監査結果
1	中央卸売市場築地市場の移転予定地の取得に係る一連の財務会計行為を違法・不当として都が被った損害を都知事に請求するよう求める件	理由なし (棄却)
2	中央卸売市場築地市場の移転予定地の土壌汚染対策の費用負担に関する協定の締結を違法として都が被った損害を都知事に請求するよう求める件	
3	渋谷区に対して支出した東京都放課後子供教室推進事業費等補助金の支出を違法として同区に対して返還を求める件	

住民監査請求の対象となる行為や請求できる期間などは、地方自治法で定められています。

【主な要件】

- 都の財務会計上の行為であるか
 - 期間内（正当な理由がない限り当該行為の日から1年以内）の請求か
 - 請求人が東京都内に住所を有しているか
- など

■ 住民監査請求の事務の流れ

